

青森県報

号外第八十三号

平成十五年
九月五日
(金曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護の指示

(事務局) ...

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、東部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次とのおり指示する。

平成十五年九月五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 新田常雄

一 河口付近における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十五年十月一日から同年十一月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

域	漁業
五戸川河口	

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分一百一
メートルの点イ 河口から真方位六十九度三十分三百メートルの
点ウ 河口から真方位六十九度三十分三百メートルの
点エ 河口右岸から真方位百五十九度三十分一百二十
メートルの点

オ 入瀬川河口

ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分
メートルの点

イ 河口から真方位七十九度三十分一千メートルの点

ウ 河口から真方位六十八度三十分一千メートルの
点エ 河口右岸から真方位百五十九度三十分一千メー
トルの点イ 河口右岸から真方位六十八度三十分一千メートルの
点エ 河口左岸から真方位六度三十分一千メートルの
点イ 河口左岸から真方位九十六度三十分五百メートルの
点ウ 河口から真方位九十六度三十分五百メートルの
点エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分一千メート
ルの点

小型定置漁業、固

定式さし網漁業及び
はえなわ漁業

はえなわ漁業

老部川河口（下北郡東通村）

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と
最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域ア 河口左岸から真方位六度三十分一千メートルの
点イ 河口左岸から真方位九十六度三十分五百メートルの
点ウ 河口右岸から真方位百八十六度三十分一千メート
ルの点

大畠川河口

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 河口左岸から真方位三百四度三十分五百メートル

イ 点アから真方位四十九度三十分千メートルの点
ウ 点工から真方位四十九度三十分千メートルの点
エ 河口右岸から真方位百四十四度三十分千メートルの点

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十五年十一月十一日から平成十六年一月十五日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

新井田川及び馬淵川河口 八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から 白銀北防波堤の東端を経て蕪島に至る直線、新井田川 河口（八戸大橋の下流端をいう。）、馬淵川河口（八 太郎地区北導流堤の突端から八戸市豊洲四番の北端に 至る直線をいう。）、八太郎地区北導流堤及び最大高 潮時海岸線によつて囲まれた海域	海 域	漁 業
小型定置漁業、固定式さし網漁業及び はえなわ漁業		漁 業

3 1に掲げる海域においては、平成十五年十月一日から同年十一月三十一日までの間、また、2に掲げる海域においては平成十五年十月一日から平成十六年一月

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十五年十月一日から平成十六年一月十五日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を制限する。

最大高潮時海岸線から一百五十メートル以内の海域

三 さけ採捕の制限

次に掲げる期間は定置漁業、小型定置漁業及びセミ網漁業によりサケを採捕してはならない。

期間 平成十五年十月十三日から同月十四日まで及び同年十一月十一日から同月
十一日まで

郡風間浦村大字下風呂地先及び下北郡大畑町大字大畑字
釣屋浜、通称赤岩地先の海域にあつては、水深七メートル
以浅の海域

小型定置漁業

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一県号

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行